

平成 25 年 10 月 21 日
内閣府食品安全委員会事務局

調査・研究企画会議構成員の改選について（報告）

10月11日付けで、「調査・研究企画会議の設置等について（平成22年12月16日食品安全委員会決定）」に基づき、別紙のとおり調査・研究企画会議構成員の指名が行われましたので、報告いたします。

調査・研究企画会議構成員の改選について（報告）

調査・研究企画会議構成員（新）

熊谷 進 食品安全委員会委員長

◎佐藤 洋 食品安全委員会委員長代理

山添 康 食品安全委員会委員長代理

三森 国敏 食品安全委員会委員長代理

圓藤 陽子 食品安全委員会化学物質・汚染物質専門調査会専門委員
(独)労働者健康福祉機構東京労災病院 産業中毒研究センター一長

川村 孝 食品安全委員会化学物質・汚染物質専門調査会専門委員
京都大学環境安全保健機構健康科学センター一長

尾崎 博 食品安全委員会新開発食品専門調査会専門委員
東京大学大学院農学生命科学研究科教授

鬼武 一夫 食品安全委員会企画等専門調査会専門委員
日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部部長

◎ 座長

調査・研究企画会議構成員（旧）

熊谷 進 食品安全委員会委員長

◎佐藤 洋 食品安全委員会委員長代理

山添 康 食品安全委員会委員長代理

三森 国敏 食品安全委員会委員長代理

圓藤 陽子 食品安全委員会化学物質・汚染物質専門調査会専門委員
(独)労働者健康福祉機構東京労災病院 産業中毒研究センター一長

品川 邦汎 食品安全委員会微生物・ウイルス専門調査会専門委員
岩手大学農学部特任教授

尾崎 博 食品安全委員会新開発食品専門調査会専門委員
東京大学大学院農学生命科学研究科教授

鬼武 一夫 食品安全委員会企画等専門調査会専門委員
日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部部長

◎ 座長

(参考)

調査・研究企画会議の設置等について
(平成22年12月16日食品安全委員会決定)

(最終改正：平成25年3月18日食品安全委員会決定)

第1 趣旨

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第6号に規定する科学的調査及び研究を効果的かつ効率的に行うために必要な事項について調査審議するため、食品安全委員会に、調査・研究企画会議を設置する。

第2 調査・研究企画会議

1 構成員等

(1) 調査・研究企画会議（以下「企画会議」という。）は、以下の者により構成する。

① 食品安全委員会の常勤委員

② 食品安全委員会委員長の指名する専門委員（6名以内）

(2) 企画会議に座長を置き、(1) ①に掲げる常勤委員のうち、食品安全委員会委員長の指名する委員をもってこれに充てる。

(3) 座長は、企画会議の事務を掌理する。

(4) 座長に事故があるときは、企画会議に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(5) 企画会議の構成員の任期は、(1) ②に掲げる構成員の任期について、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 調査審議事項

企画会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 調査及び研究についての中期的方針の案の策定及びその見直しに関すること。

(2) 各年度において取り組むべき研究の対象領域の案の選定に関すること。

(3) 各年度において取り組むべき研究の対象課題の案の選定に関すること。

(4) 各年度において取り組まれた研究の対象課題の評価に関すること。

(5) 各年度において取り組むべき調査の対象課題の案の選定に関すること。

(6) 各年度において取り組まれた調査の対象課題の評価に関すること。

(参考)

3 会議の開催

- (1) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、企画会議を招集し、その議長となる。
- (2) 座長は、必要に応じ、企画会議の構成員でない専門委員又は学識経験者であって、以下に掲げる条件を満たす者に対し、企画会議への出席を求めることができる。
 - ① 食品安全委員会の非常勤委員又は食品安全委員会事務局職員でないこと。
 - ② 調査及び研究の対象課題について十分な評価能力を有するとともに、公正な立場から評価を行うことができる者であること。
 - ③ 氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容を公表することについて、あらかじめ同意している者であること。
- (3) 企画会議は、議事の概要を作成し、これを公表する。
- (4) 企画会議は、調査審議の結果を食品安全委員会に報告する。

第3 雑則

- (1) 第2に定めるもののほか、企画会議の運営に関する事項その他必要な事項は、企画会議が定める。
- (2) 企画会議の庶務は、食品安全委員会事務局総務課において処理する。

附 則

- 1 この決定は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3(2)中「情報・緊急時対応課」を「総務課」に改める改正は、食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第30号）の施行の日から施行する。
- 2 調査・研究企画調整会議は、本決定前に調査審議を行っていた事項を本決定により設置される調査・研究企画会議に引き継ぐものとする。